

肝がん・重度肝硬変入院医療費の助成について

1 対象となる疾患

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変

2 対象者

次の①～⑥の項目を全て満たす方が助成の対象となります。

- ① 奈良県内に住所があること。
- ② 認定基準を満たしていること。

認定基準

次の（1）及び、（2）を満たしている必要があります。

- （1）ウイルス性肝炎であることの診断・認定（①②のいずれかであることを満たすこと）
 - ① B型ウイルス性肝炎であること
HBs抗原陽性あるいはHBV-DNA陽性、のいずれかを確認できること。
※B型慢性肝炎のHBs抗原消失例を考慮し、HBs抗原陰性であっても過去に半年以上継続するHBs抗原陽性が認められるものは含まれることとする
 - ② C型ウイルス性肝炎であること。
HCV抗体陽性（HCV-RNA陰性でも含む）あるいはHCV-RNA陽性、のいずれかを確認できること。
- （2）肝がん・重度肝硬変であることの診断・認定
 - ① 肝がんであることの診断・認定
現在あるいは以前に肝がんであることを、原則として次のいずれかの方法で確認できること。ただし、「肝がん」は原発性肝がん及びその転移のこととします。
 - ・画像検査（造影CT、造影MRI、血管造影/造影下CT）
 - ・病理検査（切除標本、腫瘍生検）
 - ② 重度肝硬変であることの診断・認定
現在あるいは以前に重度肝硬変（非代償性肝硬変）であることを、次のいずれかの基準で確認できること。
 - ・Child-Pugh score 7点以上
 - ・奈良県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業事務処理要領別添3の2に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為」または、4に定める「重度肝硬変（非代償性肝硬変）治療の医療行為と判断する薬剤等」のいずれかの治療歴を有すること。

参加者証交付申請の手引き

(平成31年4月版)

- ③ 下表の年齢区分に応じて、それぞれ階層区分に該当していること。

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分が工又は才に該当する方
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が2割とされている方
75歳以上（注）	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている方

（注）65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている方を含む。

- ④ 指定医療機関において肝がん・重度肝硬変による入院医療費が高額療養費に達した月が当該月を含む直近12か月において3か月以上であること。（参加者証の交付申請時に保健所の受付で確認します）

ケース1



通院



入院1月目



入院2月目



入院3月目



入院4月目

⇒自己負担額が
10,000円に軽減

ケース2



入院1月目



入院2月目



通院



入院3月目



入院4月目

⇒自己負担額が
10,000円に軽減

- ⑤ 国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入していること。
⑥ 厚生労働省の治療研究に協力することに同意し、臨床調査個人票及び同意書（様式2）を提出していること。

現在、肝炎治療受給者証を所持し、核酸アノログ製剤治療中の方が、本事業の対象となる場合は、あらためて本事業の交付申請を行っていただく必要があります。（対象医療が異なるため）

3 助成期間

- 参加者証交付申請書を受理した月の初日から7月31日までです。（最大1年間）
- 有効期間始期日が12月1日の場合、**所得区分の見直しがあるため、助成期間は翌年7月31日までの8ヶ月です。**
- 引き続き入院治療を行う方は、有効期間の3ヶ月前から有効期間が終了するまでに申請いただくことにより、1年ごとに有効期間の更新を行うことができます。
更新のされなかった場合には新規扱いとなり、承認できない期間が生じる場合があります。（更新または新規で2回目以降の申請時に臨床調査個人票は不要）

(助成開始の例)

※参加者証の有効期間は2018年12月1日～2019年7月31日で、
対象医療が高額療養費に達した4月目が2019年1月の場合



助成を受けることのできる初回月は2019年1月

助成を受けるためには、指定医療機関において当該月を含む直近12月以内に対象の医療が高額療養費額に達した月が3月以上ある場合に4月目以降であることがいずれの月においても必要。

注：参加者証の有効期間に属する月＝助成を受けることのできる月ではありません！！

4 申請の方法

◆お住まいの市町村を管轄する保健所に必要書類を添えて申請手続きをしてください。

保健所	所在地・電話番号	管轄市町村
奈良市保健所	〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 ☎0742-93-8397	奈良市
郡山保健所	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 ☎0743-51-0194	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
中和保健所	〒634-8507 橿原市常盤町605-5 ☎0744-48-3037	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
吉野保健所	〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3 ☎0747-52-0551	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
内吉野保健所	〒637-0041 五條市本町3-1-13 ☎0747-22-3051	五條市、野迫川村、十津川村

※平成27年2月16日より、葛城保健所と桜井保健所が統合し「中和保健所」になりました。

参加者証交付申請の手引き

(平成31年4月版)

◆申請には、下記の表に示す書類が必要となります。

肝がん・重度肝硬変入院医療費助成必要書類		・別紙様式1交付申請書	・別紙臨床調査個人票及び同意書	写し申請者の医療保険の被保険者証の写し	申請者の高齢受給者証の写し	証の写し	・限度額適用・標準負担額減額認定	税加入して非課税といひ証明書類	・申請者及び世帯全員の住民票（統柄を含む）の写し	・別紙様式6入院記録票の写し	・保険者照会に関する同意書
作成もしくは発行機関		本人	医師、同意欄は本人	申請者がコピー	申請者がコピー	申請者がコピー	市町村役場(最新年度)	市町村役場(発行から3ヶ月以内)	医療機関	本人	
年齢区分	・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証における適用区分										
70歳未満	[適用区分工]	～年収約370万円	●	●	●	/	●	/	●	●	
	[適用区分才]	住民税非課税者	●	●	●	/	●	/	●	●	
70歳以上 75歳未満	[一般]	年収約156万～約370万円	●	●	●	●	/	●	●	●	
	[低所得Ⅱ]	住民税非課税世帯	●	●	●	●	●	/	●	●	
	[低所得Ⅰ]	住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	●	●	●	●	●	/	●	●	
75歳以上	[一般]	年収約156万～約370万円	●	●	●	/	/	●	●	●	
	[低所得Ⅱ]	住民税非課税世帯	●	●	●	/	●	/	●	●	
	[低所得Ⅰ]	住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	●	●	●	/	●	/	●	●	

※1 非課税証明書類は金額が表示されているものに限る。

※2 更新または新規で2回目以降の申請時に臨床調査個人票及び同意書は不要です。

※3 更新申請時には、上記の書類のほかに参加者証の写しが必要です。

5 参加者証交付後に手続きが必要となる場合

- 参加者証の交付後、次に該当する場合には、別途手続きが必要となります。

項目	提出様式・添付書類等	手続きが必要となる事項
県内への転入	・参加者証交付申請書(別紙様式1) ・申請者の住民票の写し ・転入前の参加者証の原本	◇他の都道府県で参加者証の交付を受けた後に、県内に転入した場合 ※転入日の属する月の翌月の末日までに手続きが必要です。
認定の取り消し	・事業参加終了申請書(別紙様式4) ・参加者証の原本	◇研究に参加することの同意を撤回したい等で認定の取消を求める場合 ※有効期間は申請受理日の属する月の末日までです。
各種変更 ①氏名の変更 ②住所の変更 ③加入医療保険の変更 ④加入医療保険の適用区分の変更	・記載事項変更申請書 (別紙様式10) ・参加者証の原本 ・変更内容が確認できる書類	◇申請書及び参加者証の記載内容に変更があった場合 ※③及び④の場合は、保険照会にかかる同意書が必要です
再交付	・再交付申請書(別紙様式11)	◇参加者証の紛失、破損等により再交付が必要となった場合
医療費の払い戻し	・償還払い請求書(別紙様式7) ・参加者証の写し ・請求者(参加者)の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し、高齢受給者証又は、後期高齢者医療被保険者証の写し ・入院記録票の写し ・当該月において受診した全ての医療機関が発行した領収書及び診療明細書	◇参加者証の有効期間内の各月に、参加者証の自己負担限度額を超えて医療機関に支払った対象医療費がある場合 ※その他左記以外に知事が必要と認める書類の提出が必要となる場合があります。 ※確定申告等の理由により、領収書原本の返却を希望する場合は、返信先の住所、宛名(参加者名)を記載し、返送に必要とする金額分の切手を貼付した返信用封筒を請求書類と一緒に提出してください。
資格を失ったとき	・参加者証の原本	◇所得区分の変更、その他の理由により参加者の資格を失った場合 ※有効期間は事業参加終了通知(別紙様式5)により県からの通知日の属する月の末日までです。

※ 更新時に現在の参加者証の記載内容に変更があった場合、または、現在の参加者証を紛失した場合は、更新の申請と同時に、上記の表に記載の申請をおこなってください。

6 その他

- 審査の結果、認定された方には、参加者証を交付します。
- 参加者証の交付は、申請後2ヶ月程度要します。
- 郵送での申請も可能です。

その場合消印日の属する月が有効期間始月となります。

例 消印日：1月31日

保健所到着日：2月 2日



有効期間は1月1日から

(参考) 肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の治療目的の
入院と判断するための医療行為一覧（抜粋）

2. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為

手術

区分番号	診療行為名称	請求コード
K532-00	食道・胃静脈瘤手術（血行遮断術を主とする）	150136110
K532-00	食道・胃静脈瘤手術（食道離断術を主とする）	150136210
K532-02	食道静脈瘤手術（開腹）	150136350
K532-03	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	150366910
K533-00	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡）	150136510
K533-02	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紉術	150270150
K615-00	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）（選択的動脈化学塞栓術）	150376810
K621-00	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	150154510
K635-00	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	150159710
K635-02	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	150260450
K668-2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	150401110
K711	脾摘出術	150179810
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	150271850
K697-05	生体部分肝移植術	150284810

処置

J008-00	胸腔穿刺	140003210*
J019-00	持続的胸腔ドレナージ	140004110
J010-00	腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む）	140003610
J021-00	持続的腹腔ドレナージ	140004510

画像診断

E003-00	造影剤注入（動脈造影カテーテル法）（選択的血管造影）	170027110
---------	----------------------------	-----------

* 該当する区分の検査すべてを含む。

4. 重度肝硬変（非代償性肝硬変）の医療行為と判断する薬剤等(一般名)

(1) 肝性浮腫・腹水治療薬（利尿薬）

肝性浮腫あるいは腹水、難治性腹水等の病名を有し、かつ、下記薬剤を投与している場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。

- ・バゾプレッシン受容体拮抗薬：トルバプタン
- ・ループ系利尿薬：フロセミド、ブメタニド、トラセミド、プレタニド、アゾセミド
- ・カリウム保持性利尿薬：スピロノラクトン、トリアムテレン、カンレノ酸カリウム

(2) 肝性脳症治療薬

肝性脳症の病名を有し、効能又は効果として「慢性肝障害時における脳症の改善」を有する薬剤（商品名：アミノレバン、テルフィス、ヒカリレバン、モリヘパミン）による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。

(3) 抗ウイルス治療薬

効能又は効果として「HCV-RNA 陽性のC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」を有する薬剤による治療が実施されている場合には、重度肝硬変（非代償性肝硬変）の対象医療と判断する。ただし、肝炎治療特別促進事業において、非代償性肝硬変（Child-Pugh 分類B及びC）に対するインターフェロンフリー治療の対象患者と認定された者に限る。

5. その他の医療行為

別添2「肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の病名の判定基準」に記載のある病名があり、入院で次に示す医療行為が行われた場合、本事業の入院医療と判断する。

- ・肝がんが肝臓以外に転移した時に転移巣に対して行われる手術（腫瘍摘出術等）
- ・肝がんが胆管に浸潤するなどした場合の減黄治療（内視鏡的胆道ドレナージ等）
- ・門脈血栓症に対する薬物治療（保険適用のある薬剤に限る）
- ・上記以外であって、肝がん又は重度肝硬変（非代償性肝硬変）により発生したことが明らかな合併症状に対する治療を目的とした入院であるとして、本事業の入院医療と判断するもの。なお、当該医療行為については、事前に都道府県を通じてその内容を厚生労働省に情報提供するものとする。